

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定 業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月16日

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に関して、下記事項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 業務委託の概要

(1) 業務目的

本業務は、「南知多町立中学校再編実施計画（以下、「実施計画」という。）を踏まえ、南知多町（以下「町」という。）が計画する学校施設再編にあたって、令和15年度に開校予定の南知多町立中学校新校舎建設に合わせて、将来、小学校の統合が必要となる場合に備えるため、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室などは小中学校で兼用できる中学校校舎の整備について基本構想・基本計画の立案及び要求水準書の作成、公募に向けての民間事業者サウンディング調査、民間事業者公募資料（案）作成支援を行うものである。

この目的を踏まえ、本業務において、南知多町の基本方針や特性を理解し、よりよい教育環境を整備するため、専門的知識や高度な技術力と発想力をもって魅力ある提案を受けるために、公募型プロポーザル方式により基本構想・基本計画策定業務委託受託者を選定する。

(2) 委託業務名

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託

(3) 業務内容

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託仕様書のとおり

※別紙参考資料を活用すること。

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで（令和8・9年度継続事業）

2 契約上限額

金30,591,000円（消費税及び地方消費税を含む）※事業総額

【年度割上限額】令和8年度：16,786,000円

令和9年度：13,805,000円

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本事業の公募開始日から契約締結日までの間において、本町の入札参加資格者名簿（建設コンサル）に登録され、本町から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、その他基本計画策定業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になっていないこと。
 - (6) 愛知県内に本店または受任者（支店又は営業所）となる事務所で登録があること。
 - (7) 過去10年間（平成29年度～令和7年度）において、次のア及びイの業務を受注し、令和7年度末までに完了した実績を有していること。
 - ア 学校施設の新設又は改築に関する基本構想又は基本計画の策定に関する業務
 - イ 官民連携導入可能性調査業務又は官民連携に関するアドバイザリー業務（学校建設に限定しないものとする）
- ※この実績については、事業所単位の実績であること（担当者は含めない）。

4 実施方法

(1) スケジュール

区分	項目	日程
第一次審査	実施要領等公表	令和8年4月16日（木）
	質疑受付	令和8年4月16日（木）～4月27日（月）
	質疑回答（町ホームページに掲載）	質疑提出期限後、速やかに回答
	参加表明書、企画提案書等の提出期限	令和8年6月8日（月）午後5時まで
	第一次審査会（書面）	令和8年6月12日（金）
	審査結果の通知	令和8年6月15日（月）予定
第二次審査	第二次審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年6月25日（木）
	審査結果の通知	令和8年6月26日（金）予定
契約締結		令和8年6月末予定

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午までの間及び午後1時から午後5時までの間（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行う。

※各日程は事務の都合により変更する場合がある。

(2) プロポーザル実施要領等の配付

南知多町ホームページにおいて、令和8年4月16日（木）から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。南知多町役場で配布や郵送は行わない。

(3) 質問の受付

ア 提出方法 質問書（様式1）に記入し、電子メールで提出する。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※提出後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：kikaku@town.minamichita.lg.jp

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、町ホームページで速やかに質問・回答を掲載する。

(5) 参加表明書、企画提案書等の提出

ア 提出方法 電子メール（電子データ）により提出すること。

※電子データの形式はPDF形式で提出すること。また、町の電子メールの受信データ容量の上限が約10MBのため、大容量ファイル転送サービス等を利用して提出すること。

※提出後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：kikaku@town.minamichita.lg.jp

エ 提出書類 参加表明書、企画提案書、業務行程表、見積書

※実績を証明する書類については、本プロポーザルでは提出せず、契約締結時に提出するものとする。

※提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない

オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
参加表明書	・様式2に必要事項を記載すること。	様式2
企画提案書	・提出は1提案者1件とする。 ・表紙を付けること。 ・提出者名（事業者名）を記入すること。 ・提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズを含むことを可能とする。	任意様式
業務行程表	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。 ・業務行程表は企画提案書のページ数に含めない。	任意様式
見積書	・様式3に提案額を記載すること。 ・見積書は企画提案書のページ数に含めない。 ・内訳についての記載は必要ない。	様式3

5 選定概略

(1) 第一次審査（提出者が5者以下の場合は、第一次審査は省略とする）

- ・企画提案書等を審査し、第二次審査の出席要請者として5者程度を選定する。
- ・審査結果については、提案者に対し、令和8年6月15日（月）に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 第二次審査

第二次審査の出席要請者を対象に企画提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング、審査）を実施する。

(3) 審査会の開催

ア 開催日時 令和8年6月25日（木）※集合時間等は事業者ごとに別途通知

イ 開催場所 南知多町役場2階 大会議室

ウ 実施方法 企画提案書等に関するプレゼンテーション方式とする。

- ・時間は1者あたり20分とし、提案者は4名以内とする。
- ・実施終了後、15分のヒアリング時間を設ける。
- ・町が用意するスクリーンとプロジェクターを利用することができる。
その場合、プロジェクターに接続するパソコンは参加者が持参すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、事務局の指定した順に実施する。

6 審査委員会

設計者の選定にあたっては、以下の委員で構成される小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により選定を行う。

審査会委員は6名とする。

7 評価基準

(1) 評価方法

ア 提出された企画提案書の内容を基に、審査委員会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案書の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点者とする。

イ 受託候補者は全審査員が50点以上の評価をしていることを条件とする。

ウ 最高得点者が2者以上の場合、審査委員会の協議により受託候補者を決定する。

エ 候補者が1者のみでも、審査委員会（プレゼンテーション方式）の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
実行力	①実施方針 ②業務理解	・町の計画や公表されている方針等を踏まえ、本委託の意義・意図を的確に理解し、業務工程（業務の進め方）を含む適切な実施方針を示す提案内容となっているか。	15点
	③実施体制	・十分な経験・資格・同種業務実績を持つ人材を適切に配置し、業務を確実に遂行できる体制の提案になっているか。	10点
企画力	④企画提案	(前提条件の整理に関する視点) ・町の計画、敷地条件、周辺環境等を踏まえ、前提条件を適切に整理する提案内容となっているか。	7点
		(整備方針の検討に関する視点) ・小学校機能を複合した各施設の利用を踏まえ、地域利用、防災、周辺環境、将来ニーズを考慮した整備方針の提案となっているか。	10点
		(教育空間検討に関する視点) ・発達段階の違いに配慮し、必要に応じて交流・分離の考え方も含めて教育空間を検討する提案となっているか。	7点
		(施設配置・動線・安全性に関する視点) ・学校機能を中心に、地域利用や防災活用との関係を踏まえ、配置・動線・安全性を検討する提案となっているか。	10点
		(サウンディング調査に関する視点) ・民間意見を収集・整理し、公募方針に活用する調査設計の提案となっているか。	7点
		(公募資料・事業費・事業スケジュールに関する視点) ・事業費や事業スケジュール（事業全体）を踏まえ、公募資料に必要な事項を整理する提案となっているか。	7点
		(住民意見の反映に関する視点) ・学校建設検討委員会やワークショップ、説明会を通じて住民意見を把握し、整理・反映するための進め方を示す提案内容となっているか。	7点
		プレゼンテーション	・プレゼンテーション、ヒアリングを通じて、提案内容の理解度、説明の的確さ、業務に対する姿勢が確認できるか。
価格提案	見積書の金額について評価する。	10点	
合 計			100点

※企画提案書の様式は任意とし、①～③で2ページ、④で10ページを目安として、全

体で12ページ程度とする。

※A4版・縦を基本とし、表紙はページ数に加えない。また、A3版・横は、A4サイズ2ページ分とする。

8 審査委員会選定結果の通知

審査結果については、提案者に対し、令和8年6月26日（金）に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約締結

審査委員会により受託候補者として選定されたものと契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議が不調の時は、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。契約締結日は、令和8年6月末を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (3) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。
- (5) 提出書類の著作権・版権は、南知多町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、参加者に帰属する。
- (6) 本業務の受注者は、今後発注を予定する小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画に基づき実施する設計施工一括発注業務には参加できない。
- (7) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (8) 本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。
- (9) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。
 - ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
 - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - オ 提出書類に、虚偽の記載がある場合。
 - カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
 - キ 見積額が予算額を超える場合。
 - ク その他実施要領等に違反すると認められた場合。
 - ケ 第二次審査の出席要請者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (10) 本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員（本要領に定める手続きは除く。）に直接、間接問わず接触をした場合は失格とする。
- (11) 説明会、事業予定地の視察会等は予定していない。
- (12) 資料について、別紙参考資料以外のものは提供しないものとする。（敷地測量図、敷地図CADデータ等）

事務局

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

TEL 0569-65-0711 (代) 内線326 FAX 0569-65-0694

E-Mail kikaku@town.minamichita.lg.jp URL <https://www.town.minamichita.lg.jp>